

平成 30 年度第 1 回千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会 議事概要

1 日 時 平成 30 年 11 月 12 日（月）午前 10 時～午前 11 時 45 分

2 場 所 千葉県庁南庁舎 1 階会議室

3 出席委員

小林委員長、湯川副委員長、榎本委員、川上委員、酒井委員、佐藤委員、鈴木委員、高橋委員、正木委員、宮代委員、渡部（茂）委員

4 概 要

議題：第三次千葉県地域福祉支援計画の中間見直しについて

配布資料により事務局より説明

【意見及び質疑応答】

○委員

第 2 章 VI (3) 課題の複雑化・多様化への対応 (P42) について、

- ・昨今は社会的孤立が問題になっている。「孤独」ではなく「孤立」という文言の方が時代に合っているのではないか。
- ・課題の複雑化・多様化の例示として、「8050 問題」を入れた方が分かりやすい。
- ・家族内の支え合いによる問題解決力の低下が指摘されているが、そうした場合に課題になるのが災害時の要配慮者への対応だと思うので、課題として入れてはどうか。

第 3 章 III 「1. 市町村の役割」「〇地域福祉計画の策定と推進」(P48) について、地域福祉活動計画は、社協が策定するものではなく民間の計画。「民間における地域福祉の推進方策については、社協等が中心となって策定します」という書きぶりが正しいのではないか。

第 3 章 III 「2. 市町村の役割」「広域マネジメント」(P50) について、

- ・新しい成年後見利用促進法では、町村単独では実施が難しい部分もあるので、広域マネジメントの中で、成年後見の部分が重要になってくるように思う。
- ・災害時の福祉支援チームの創設が喫緊の課題となっており、広域で取り組むべきこととして入れておいた方が良いのではないか。

第 4 章 III (3) 社会福祉法人・社会福祉施設 (P56) について、2 パラ目の言い回しは、社会福祉法改正前の内容。見直しは終わっているのだから、「社会福祉法改正により、社会福祉法人の責務に位置付けられた、地域における公益的な取組の実施を期待されている」という書きぶりの方が良いのではないかと思う。

○委員長

地域福祉活動計画は社協そのものの計画ではないので、書きぶりは直した方が良いでしょう。また、これだけ災害が起きているので、災害の部分の位置付けをどう考えるか。一方で災害に関する計画との連携や整合性もあるので、ここだけで全部飲み込む必要はないが、災害への対応は結果として地域のネットワークづくりに役立つので、もう少し前面に出すことも考えて良いのではないかと。

○委員

計画が末端まで浸透していかないという状況があるように思う。市町村によっては、地域福祉計画、地域福祉活動計画は作ったけれども、中々その先に進まない、というところがある。自治会の加入率の調査結果が出ているが、前回よりも下がっているところが多い。「自治会があるから OK」ではなく、自治会があって機能が動いていることが重要。施策を降ろした時に自治会がしっかりしていれば目的の活動につながるが、そうでないと事業として1人1人のところまで行かない。自治会について、県は掛け声だけでもいいと思うので、市町村の自治会の加入促進をどうするのかという施策を項目に挙げてほしい。市町村単独ではなかなか動けないところがある。

地域福祉計画は福祉分野の上位計画であり、下位計画の会議で同じ話をするとう「それは地域福祉支援計画で対応する話」ということであるので、前から言っているが、ぜひこの計画に取り入れるよう検討してもらえるとありがたい。

地域福祉計画、地域福祉活動計画についてどの辺まで行ったのかの評価を踏まえて、どういう部分に問題があるのか、そこまでもう少し踏み込んでやってもらえると、もう少し浸透するのかなと思う。

○委員長

県の行政という立場で、市町村ではなく広域の立場でどこまでやれるのか、市町村と何が連携してできるのかを、現時点で地域福祉計画の中でもう少し何か組み込むことができるのか、調整すれば可能なのか、その辺りはどうか。

○事務局

今回のデータは県民活動推進計画の関係で調べたデータを使用している。県民活動の中では自治会加入率を1つのツールとして見ているが、それについて直接働きかけをしている訳ではない。市町村課でも、認可地縁団体として法人格を取得する際に相談に乗っているのみ。我々としても任意団体である自治会に関してどのような働きかけがいいのか、手探りの状態。市町村からのヒアリングで、市町村でやっていることが違うし、スタンスも違うということは分かったが、もう少し研究して考えたい。

○委員長

地域福祉計画の実際の進捗管理は策定したところがやる話で、県が上から手を入れるものでもないし、計画が策定されている・されていないという話もあると思うが、進捗管理に関して県から何かあるか。

○事務局

今のところ未策定の市町村があるような状況のため、まず最初に県としては、進捗よりも策定してもらうことに力を入れたいと考えている。

○委員

先ほども指摘があったが「社会福祉法人制度改革」である。その中に「地域における公益的取組」が入った。正しい文言で整理をしていただきたい。

「第1章 I. 千葉県地域福祉支援計画の位置付け」(P1)について、「地域共生社会」とは一体何なのかが分からない。「地域共生社会が地域福祉の概念として示されて、地域共生社会は～です。そして社会福祉法が改正されました」というような流れにまとめていった方が良いと思う。

「第2章 I 将来人口推計」(P8)について、今は「2040年問題」とよく言われている。団塊ジュニア世代が高齢者になるのが2040年だが、それをわざわざ2045年の統計を記載している意図は何か。

○事務局

今年の3月に社人研が2045年の数字を出したことから、直近で出ている数字に合わせて記載したもの。

○委員

国は団塊ジュニア世代が高齢者になる2040年が問題、として、2040年を区切りとして出しているので、整合を取った方が良い。

○委員

資料2-3について、

- ・「I-3-②災害時の要支援者対策の推進」について、「災害対策はこういうもの」という全体的な研修は実施していただいているが、避難行動要支援者に内容を絞った研修についても、中間の見直しの中で今後の検討に位置付けていただきたいと思う。
- ・「買物難民」など、障害者も含めて「足の問題」が取り上げられることが多いが、全体の中でどこに位置付けられるのかが見えにくい。県南地域には県の政策企画課から移動困難対策の取組を推進していただいている状況もある。地域福祉の課題の1つではないかと思うので、検討いただければと思う。

- ・「IV-4-⑥再犯防止の推進」について、市町村としても今後県とどのような方針で進めていくか、県と保護観察所とのやり取りなど見えづらいところがあるので、情報をいただけるとありがたい。

○事務局

再犯防止の取組については、県の方でも始まったばかりという状況があるので、担当課でも今後市町村と連携していくことになるかと思う。

○委員

法務省で更生保護事業の見直しを行っているので、そういった情報も注視していただければと思う。

○委員

第2章 IV (8)相談ニーズの複合化 (P32~34) について、

- ・当市でも社会福祉法の改正を受けて、包括的な相談支援体制に関する検討を進めているところであり、中核地域支援センターへの相談内容と対応のデータは大変参考になる。
- ・ダブルケアが増えている、多いということを示したいのだろうが、今の図だと少ないように見えてしまう感がある。

また、第2章 VI(3)課題の複雑化・多様化への対応 (P43) について、「公的支援制度の受給要件を満たさない人への対応」が一番ネックになっている難しい課題である。先行事例などを示してもらえると大変助かるので、計画の記載とは別に検討いただければと思う。

○委員

社会福祉法人改革に関連して、国が色々なガイドラインなどを出しているが、そういったものに県も対応してほしい。

高齢者の施設に関しては、サ高住、有料老人ホームと特養を足すと人数がオーバーしている。サ高住、有料老人ホームの方が特養よりも入所者数が多く、特養は新設しても埋まらないような状況がある。

人材確保に関しては厳しい状況があるが、前回と同じ内容で変わっていないので、その辺りをもう少し入れていただきたい。

○委員長

福祉・介護では、人材確保が大きな話としてある。栃木では人材確保に向けた取組の中で、福祉教育や小さいころから福祉になじむようなことを学校でやっていくといったことを計画に書いている。ストレートに人材確保とは言いにくいですが、福祉に対する理解や福祉になじむという意味での福祉教育をやっていくことも、地域福祉の枠組み

の中で考えていいことのように思う。

○委員

福祉教育の項目の中で、御指摘のような記載の追加が必要ではないか。社協の福祉教育は福祉施設への就労を目指したのではなく、お互いの助け合いや支え合い、思いやりを育てていきたいと思いますというもので、そういったアプローチも必要ではないか、ということを追記してはどうか。

○委員長

同居率が下がっていて高齢者のことが分からないので、「高齢者と交流したら高齢者が動いて驚いた」という子どもの感想があったりする。基本的な部分での福祉教育のようなことが、社会の日常生活の中から抜け落ちてしまっている。そうした認識をもう少し書いてもいいのではないか。日常の中での福祉的態度の醸成ができにくい、といったこともあるように思う。

○委員

障害分野でも、人材確保は喫緊の課題。児童施設では保育士の取り合いも起きている。障害に対する理解は、その延長線上にそこで働くということにもつながるので、先ほどの御指摘のように取り上げてもらえるとありがたい。

避難行動要支援者の名簿作成について、要支援者の対象が市によって違う。関西のある町に聞いたら、障害者グループホームにいる人は自動的に対象になっていたが、船橋市に聞いたらなっていない。障害者グループホームの扱いが、法律によって施設並みに扱ったり居宅並みだったり、非常にあいまいなところがあるが、実際には地域の中でグループホームで暮らしている障害者も多いことから、私としてはカウントしてもらえればと思う。

○委員

少子高齢化に関しては、労働力不足が大きな問題である。経済的な観点だけでなく、社会保障制度の存続の危機という問題もある。助ける人を増やす上で、ボランティアの促進などもあるが、労働力確保の意味から「若者に働く機会を与える」「女性を活用する」「犯罪を犯してしまった方でも働き口を得られるようにする」「障害者の就業を促進する」「元気な高齢者を活用する」といったようなことを進めて福祉に役立てる、といったことがあってもいいのではないかと思う。

○事務局

「地域共生社会」という概念は地域福祉だけでは達成できる訳ではなく、国の解説でも地域創生など経済活性化の部分と地域福祉を両輪としている。この計画でどこまで書くかは悩みどころだが、触れるべきところは触れるということで検討したい。

○委員

地域共生は雲をつかむような概念だが、各市町村で形は違うと思うので、実現イメージをどう作るのかが大事だ、ということを書いた方がいいのではないか。

市町村の総合相談支援機能と中核地域支援センターを、資料2-2のP47かP51の図に入れてはどうか。

地域福祉フォーラムの設置について、全ての施策で地域が柱になってくるということで、「生活支援体制整備等の地域協議体の機能もフォーラムに含む方が効率的」といった考え方も必要ではないか。

福祉教育の中に、県で進めている障害者スポーツを皮切りとした理解促進も施策としてあってもいいのではないかと思う。

引きこもり・若者支援について、市町村レベルだと特に引きこもりは相談が分散化されていたり、どこが主で動くのかが中途半端になってしまう場合があるので、市町村での取組の形があると良いのではないか。また、就労まで至る以前の問題が大事なので、若者の居場所支援等に関して、市町村への支援の形が織り込まれるといいかと思う。

○委員

「我が事・丸ごと」について、「我が事」は資料2-3では、「I-2 地域コミュニティづくり推進への支援」が該当するかと思う。その辺り、千葉県で設置を進めている地域福祉フォーラムの有効活用をもう少し強調してはどうか。

「丸ごと」は「IV-1 総合的な相談支援体制づくり」が該当するかと思うが、対象者横断的な総合相談窓口を増やしていくための具体的な施策をもっと書いていく必要がある。主な取組に中核地域支援センターの話も入っているが、②が高齢者、③が障害者と縦割りになってしまっている。「丸ごと」にするための施策が必要ではないかと思う。

「II-2 福祉人材の確保・育成」について、国でも外国人材の導入に関して議論が進められており、外国人介護士の受け入れ拡大というものを避けて通れないように思う。それに対して県でどのような施策を打っていくのか記載が必要ではないか。

「III-1 地域包括ケアシステムの構築促進」について、先ほど御指摘のあった「買物支援」の話は「⑦介護予防・生活支援サービスの推進」が該当すると思うが、その具体的な取組の「生活支援コーディネータ養成」は4年目の事業であり、これからは養成ではなく「育成」、すなわち配置したコーディネータのレベルアップ・質の向上を図っていくべきではないか。また、協議体の設置も進んでいないので、協議体の設置促進とコーディネータの配置促進について、市町村をしっかりと後押しするのが県の役割

だと思ふ。

「IV-3-① 高齢者等の自立した地域生活と権利擁護の推進（拡充）」について、成年後見制度の利用促進に関して県はどのような役割を担っていくのかを具体的に記載していただきたい。また、市町村ごとの地域連携ネットワークの設置状況を指標に位置付けて、どう増やしていくのかを検討していただきたいと思ふ。

○委員

地方に行くと「千葉県は災害対応をしっかりとやれよ」と言われる。D-MAT のことかなと思つて聞いているが、「千葉県は被災県なので、当然やっていると思いますよ」といつも言っている。D-MAT や D-WAT・D-CAT（災害派遣福祉チーム）と言われて都道府県はどんどん動いている。東日本の時には自分たちで動いて、被災者を自分の法人の施設に受け入れた。それぞれがやっているというイメージが強い。市がやらなくてはいけないこと、県、県社協のボランティアセンター、それぞれある。

外国人材について、在留資格「介護」の創設や技能実習制度に関する議論など、新しい動きがあり、外国人がどんどん入ってきている。養成校によっては、外国人で埋まっているところもある。そういった人たちをどうしていかなくてはいけないか、という大きな問題があるように思ふ。また、そういった人たちの質を高めながら人材を育てるということを考えていかないといけない。

○委員長

外国人の問題は、人材の面と、一方でその人たちの社会保障だとか、地域の中で共に生きていく上での摩擦が現実的に起きたりするという話がある。国は考え方は打ち出すが、具体的なところは市町村や企業、NPO などが引き受けていて、そういった意味でどこが主になってやるかというのはあるが、避けて通れないのは確かなので、この計画でどういう側面から触れるか、施策でこのように動く、そういったものはあつていいと思ふ。

○委員

厚労省も紙ベースを減らすと言っている。現場は人が足りないので、千葉県も AI や IT など、高齢者施設ではロボットなど、そういったことを推進してもらえればと思ふ。

○委員

施策を進める上では予算もかかってくるかと思ふが、どの程度福祉に予算が取れるのか、その辺りの実情はどうか。

○事務局

予算に関しては集計していないので、宿題にさせてほしい。

○委員

虐待の関係では、児童・高齢・障害など制度間の違いがある中でそれぞれが展開されている状況だが、地域での関係者は民生委員や警察など共通する部分も多いので、啓発なども含め総合的な推進が図れると、虐待防止の効果も高まっていくのではないかと思うので、そういった方向性も検討いただければと思う。鴨川市では総合的な虐待防止対策委員会を作って取り組んでいる。

虐待が増加しているのが、現在の市町村の事務に非常に負担になっている。国との会議等で機会があれば、そういった実情を国に報告いただけるとありがたい。

○委員

再犯防止に関しては、精神の医療的ケアが必要な人がかなり多いというような話も聞いているので、その辺りの状況を調査した上での対応を進めてほしいと思う。

○事務局

担当課でも実態調査から始めるような話を聞いているので、その辺りは確認していくことになるかと思う。

○委員長

第2章 IV(3)児童、高齢者、障害者等への虐待 (P28) について、障害者虐待に関して家族による虐待のことは出ているが、千葉県の場合は袖ヶ浦福祉センターの事件もあったし、また障害者に対する虐待には事業主によるものもある。施設職員や事業主による虐待も決して少ないものではないし、県域で対応する問題でもあると思うので、視野に入れておいた方がいいように思う。

第4章 III. 地域福祉の担い手として期待される団体等 (P58) について、民生委員が8番目に出てきて学校などよりも後ろに書かれているが、地域福祉において社協と民生委員は並立くらいであるべきだと思うので、前に持ってきた方がいいのではないかな。

○委員

就労の関係では認定就労訓練事業などが行われているが、社会福祉法人の地域における公益的取組も含めて、企業とどのように取り組んでいくのかといったことも落とし込んでいただけるといいかなと思う。

高齢者施設においても、職員による虐待は急増している状況がある。